

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成29年4～6月分)

相談の受付件数

- 平成29年4～6月の受付件数は182件。
- ブロック別の内訳は東北20件、関東47件、北陸2件、中部4件、近畿71件、中国1件、九州37件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(160件(元請53件、下請95件、専門工事業者2件など))。他には、技能労働者(1件)、発注者(2件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 社会保険加入対策に関する相談が全相談件数の約8割を占め、相談件数も昨年度1～3月期の41件から146件へと増加した。また、法定福利費の支払いに関連して、建設業法全般(17件)や元下関係(12件)に関する問合せも寄せられた。
品確法の運用指針に関する相談は1件のみで、その内容は適切な設計変更についてであった。
主な相談内容は具体的には次のとおり。
(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<社会保険加入対策に関する情報>

【社会保険加入対策全般について】

- ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」上の「適切な保険」とはどのような保険をさすのか。
(5月・建設業者)
→ 昨年12月及び本年4月に、**本ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲について整理したものを公表**しているので、参考にしていきたい。
(適切な保険の範囲：<http://www.mlit.go.jp/common/001154556.pdf>)
- ・ 社会保険の加入義務があるのに加入していない会社を下請として使ったら、何かペナルティはあるのか。
(6月・社会保険労務士)
→ **国土交通省直轄工事においては、未加入の一次下請と請負契約を締結した元請に対してペナルティが実施されているところ**。本年10月からは二次以下の未加入業者についても、期間内に加入確認書類が提出されなかった場合は元請に対してペナルティが実施される予定。

【社会保険の加入義務について】

- ・ 元請から「個人事業主(一人親方)についても社会保険に加入しないと現場へ入場させない」と言われているが、個人事業主についても社会保険への加入義務は発生するのか。(4月・建設業者)
→ 社会保険への加入義務については、**個人事業主の場合は適用除外**であるため、**国民健康保険・国民年金へ加入**することとなる。なお、一人親方といっても、「労働者」に該当するか「事業者」に該当するかは、労働の実態によって判断される。(一人親方の判断事例集：<http://www.mlit.go.jp/common/001002165.pdf>)

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	1
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	17
	⑭ 元下関係	12
加入対策	⑮ 社会保険加入対策	146
その他	⑯ その他	5

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成29年4～6月分)

主な相談内容その2

相談内容に関連する国の制度・取組

<社会保険加入対策に関する情報>

【社会保険の加入義務について】

- ・ 警備業者についても「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の対象となるのか。(4月・建設業者)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」については、建設業の健全な発展の観点から、「建設業を営む者」を対象に作成しているものであり、警備業界や運送業界については対象としていない。ただし、警備業界や運送業界など建設業と密接に関係している業界においても、**法令によって加入が義務付けられている保険に適切に加入することは必要であり、建設業に準じた取扱いをしていただくよう、業界団体等に周知しているところ。**

【社会保険加入状況の確認方法等について】

- ・ 常用労働者の数が4人以下の個人事業主と下請契約を締結する予定であるが、事業者が4人以下(社会保険加入義務の適用除外)かどうかを確認するにはどうすればよいか。(6月・建設業者)
- 個人事業主への聞き取り及び作業員名簿等によってご確認いただきたい。
- ・ 作業員名簿に個人の保険加入番号をどのように記載すればよいか。元請からは番号をすべて記載するように言われている。(6月・建設業者)
- 作業員名簿の社会保険欄には、雇用保険及び健康保険の被保険者番号の下4桁を記載いただきたい。
- ・ 個人事業主(一人親方)の保険番号については、再下請負通知書にどのように記載すればよいか。(5月・建設業者)
- 再下請負通知書におけるチェックは、事業所単位での加入状況を確認するものであることから、いわゆる一人親方が事業主として受注した場合には、「保険加入の有無」欄の「適用除外」を○で囲み、「事業所整理記号等」欄のうち各保険の番号欄は空白にされたい。

<建設業法全般・元下関係に関する情報>

【法定福利費について】

- ・ 法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法を教えてもらいたい。(4月・建設業者)
- **国土交通省ホームページにて見積書の作成手順及び各業界団体が作成した標準見積書を掲載している**ので、ご覧いただきたい。
(法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順：<http://www.mlit.go.jp/common/001173868.pdf>)
- ・ 500万円未満の軽微な建設工事については法定福利費を含めた見積書を提出する必要はないのか。(4月・建設業者)
- 法定福利費を内訳明示した見積書は、**請負金額にかかわらず**、すべての下請契約で提出いただきたい。

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	0
	② 歩切りの根絶	0
	③ ダンピング対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	1
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	1 7
	⑭ 元下関係	1 2
加社会保険対策	⑮ 社会保険加入対策	1 4 6
その他	⑯ その他	5

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。